

約款 新旧対照表

『専用サーバーサービス約款』

※表中「旧約款表記」内青文字部を「新約款表記」赤文字へ変更

該当箇所	旧約款表記	新約款表記	内容
第1条(約款の適用)	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバ約款」といいます)は、「専用サーバーサービス」および「さくらの専用サーバーサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	第1条(約款の適用) 1. この専用サーバーサービス約款(以下、「本専用サーバ約款」といいます)は、「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」およびそのオプションサービスに適用されるサービス別約款であり、第1章がサービス基本約款、第2章がオプション約款を構成します。	・サービスの表記順を統一します。
第2条(サービスの種類・内容)	第2条(サービスの種類・内容) 1. 「専用サーバーサービス」および「さくらの専用サーバーサービス」(以下、両者を併せて本専用サーバ約款において「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。 i. さくらの専用サーバーサービス さくらの専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備(以下、「当社サーバ設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応していません。 ii. 専用サーバーサービス 専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。	第2条(サービスの種類・内容) 1. 「さくらの専用サーバーサービス」および「専用サーバーサービス」(以下、両者を併せて本専用サーバ約款において「本基本サービス」といいます)の種類および内容は、以下のとおりです。 i. さくらの専用サーバーサービス さくらの専用サーバーサービスとは、当社が当社データセンター内に設置したサーバ設備(以下、「当社サーバ設備」といいます)1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。当社の他のサービスとの複数台の接続に対応していません。 ii. 専用サーバーサービス 専用サーバーサービスとは、当社が当社サーバ設備1台の機能を、利用者専用として提供するサービスです。	・サービスの表記順を統一します。 ・第1項第1号の定義付けに合わせて同第2項の記載を修正します。
第4条(最低利用期間)	第4条(最低利用期間) 1. 基本約款第15条第1項の定めにかかわらず、さくらの専用サーバーサービスのうち、「エクスプレスG2プラン」および「フレックスプラン」の最低利用期間は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。	第4条(最低利用期間) 1. 基本約款第15条第1項、同第2項の定めにかかわらず、本基本サービスおよびそのオプションサービスのうち「初期費用なし」を選択した場合は、利用開始日から12ヶ月が経過する日の属する月の末日までとします。	・最低利用期間12ヶ月が適用されるものの変更を行います。
第8条(データ移設)	第8条(データ移設) 1. 利用者が本専用サーバーサービスで利用している当社サーバ設備(以下、「利用者サーバ設備」といいます)上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等の当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとします。	第8条(データ移設) 1. 利用者が本専用サーバーサービスで利用している当社サーバ設備(以下、「利用者サーバ設備」といいます)上に本オプションサービスによる作業の実施前に記録されていたデータ、設定等を当該作業実施後に当該利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が行うものとします。	・文言の調整を行います。
第10条(申込み)	第10条(申込み) 1. 「専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M共有回線または1000Mスタンダード回線以外の回線を利用する専用サーバーサービスに付加する場合にのみ申込みことができるものとします。 2. 「さくらの専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第18節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みことができるものとします。	第10条(申込み) 1. 「さくらの専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールサービスは、第18節に定める「専用グローバルネットワーク」を利用中もしくは同オプションサービスと同時に申込み場合にのみ申込みことができるものとします。 2. 「専用サーバーサービス」のオプションサービスであるファイアウォールは、1000M共有回線と1000Mスタンダード回線の両者を除いた回線を利用する専用サーバーサービスに付加する場合にのみ申込みことができるものとします。	・サービスの表記順を統一のうえ、文言の調整を行います。
第20条(保証)	第20条(保証) 1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めに帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が当社に通知したことを条件に、当社は修正作業を行います。	第20条(保証) 1. 本オプションサービスを利用する際、利用者は、当社に対し、当社所定の作業依頼書にインストールを希望するソフトウェアの特定その他のインストール作業を行うために必要な事項を記載して提出するものとし、当社は当該作業依頼書に基づきインストール作業を行うものとします。当該作業において、当社の責めにのみ帰すべき事由による不具合等が発生した場合、作業完了日を含む10営業日以内に利用者が不具合等の具体的な内容を当社に通知し、当社に協力することを条件に、当社は修正作業を行います。	・規定内容が明確となるよう修正します。
第21条(作業)	第21条(作業) 1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ(基本約款第2条第2項に定義するページをいいます)に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備(以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます)のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。 2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。	第21条(作業) 1. 利用者は、本オプションサービスの利用申込みにあたって、本オプションサービスのサービスページ(基本約款第2条第2項に定義するページをいいます)に定める提供OSから再インストールを行うOSを選択するものとします。当社は、本オプションサービスの対象となる利用者サーバ設備(以下、本節において「対象利用者サーバ設備」といいます)のハードディスクを初期化の上、利用者が本オプションサービスを申込んだ時点での当社が提供可能とする最新のバージョンの当該OSを、当該ハードディスクにインストールするものとします。 2. 前項の初期化作業実施前に対象利用者サーバ設備上に記録されていたデータ、設定等を前項のOSのインストール後の対象利用者サーバ設備へ再記録、再設定等することは、本オプションサービスの対象外であり、利用者が自己の費用と責任で行うものとします。	・誤字・脱字を修正します。
第27条(検出・駆除)	第27条(検出・駆除) 1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がKaspersky Labs Japan社から提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出・駆除ができることを保証するものではありません。 2. 本オプションサービスによって検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	第27条(検出・駆除) 1. 本オプションサービスにおけるウイルス等の検出および駆除は、当社がセキュリティベンダーより提供を受け当社システムに適用済のウイルス定義に含まれるウイルス等のみを対象としており、全てのウイルス等を検出・駆除できることを保証するものではありません。 2. 本オプションサービスによって検出または駆除されたファイルを復元することはできません。	今後のセキュリティベンダーの変更の可能性を踏まえたものです。
第29条(申込み)	第29条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、当該電子メールが、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害、その他当社の責めに帰すべき事由により、当社が正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。 2. 当社は、本オプションサービスの利用申込みがあった場合、対象ディスクが貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされたOSから認識しているか否かを確認し、これが可能であった場合にのみ当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント、対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、料金を請求するものとします。 3. 利用者は、利用者が第13節に規定するOS再インストールサービスを申込みの場合に限って本オプションサービスを申込みことができるものとします。ただし、当該OS再インストールサービスおよび本オプションサービスは、個別に契約が成立するものとします。	第29条(申込み) 1. 本オプションサービスの利用申込みは、当社所定の書式により必要事項を記入した電子メールを当社カスタマーセンター宛に送信することによって行われるものとします。なお、当該電子メールが、ネットワーク障害、サーバ障害、ソフトウェア障害、その他当社の責めに帰すべき事由により、当社が正常に受信することができなかった場合、利用契約は成立しないものとします。 2. 当社は、本オプションサービスの利用申込みがあった場合、対象ディスクが貸出機器のプライマリハードディスクにインストールされたOSから認識しているか否かを確認し、これが可能であった場合にのみ当該利用申込みを承諾するものとし、ファイルシステムのマウント、対象ディスクからのデータの読み出しが可能であるか否かにかかわらず、第30条第2項にいたがい料金を請求するものとします。 3. 利用者は、利用者が第13節に規定するOS再インストールサービスを申込みの場合に限って本オプションサービスを申込みことができるものとします。ただし、当該OS再インストールサービスおよび本オプションサービスは、個別に契約が成立するものとします。	・請求根拠が明確となるよう、文言を追加します。
第19節 ロードバランサーサービス	第19節 ロードバランサーサービス以下、本節において「本オプションサービス」といいます)	第19節 ロードバランサーサービス(以下、本節において「本オプションサービス」といいます)	・脱字を修正します。
第33条(保証)	第33条(保証) 1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備が過負荷による品質の低下および稼働不能状態とならないことを保証するものではありません。	第33条(保証) 1. 当社は、本オプションサービスによって利用者サーバ設備が過負荷による品質の低下を避けられることおよび稼働不能状態とならないことを保証するものではありません。	・表現が明確となるよう、文言を追加します。
第34条(設定)	第34条(設定) 1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	第34条(設定) 1. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者自身において行うものとします。 2. 本オプションサービスにおけるゾーン設定は、利用者に提供するゾーン編集画面からの操作でのみ行えるものとします。 3. 利用者は、本オプションサービスの解約または本サービスに設定したドメイン名が失効する等して利用者が当該ドメインの利用権利を持たなくなった場合、本オプションサービスに設定したゾーンファイルを速やかに削除したうえで、当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなければならないものとします。 4. 前項の定めにかかわらず、利用者が本サービスに設定した当該ドメインのゾーンファイルの削除および本オプションサービスへの登録解除の依頼を行わなかった場合、当社は利用者に対して何ら通知を行うことなく、当該ゾーンファイルの削除および当該ドメインの本オプションサービスへの登録解除を行えるものとします。	・他の表記と統一します。
第35条(申込み)	第35条(申込み) 1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みすることができるものとします。	第35条(申込み) 1. 本オプションサービスは、「さくらの専用サーバ」「さくらのクラウド」「リモートハウジング」(以下、これらを総称して「本オプション適用サービス」といいます)の各基本サービスを複数利用中である利用者に限り、申込みすることができるものとします。	・他の表記と統一します。
附則 第1条(適用開始)	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成25年11月1日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年4月1日より適用されます。	附則 第1条(適用開始) この約款は、平成26年4月1日から適用された専用サーバーサービス約款を改正したものであり、基本約款第4条に基づき、平成26年6月26日より適用されます。	本改定にともなう適用日の変更をおこないます。